

日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等への意見等の照会結果(件数一覽)

	計	一般原則	総説	項目名	説明文	移項	新設	その他
総務省統計局	124	3	5	19	89	2	2	4
経済産業省	16	-	-	1	11	2	2	-
厚生労働省	10	-	-	4	2	3	1	-
農林水産省	3	-	-	-	1	-	2	-
法務省	1	-	-	-	1	-	-	-
地方自治体	2	-	-	2	-	-	-	-
経団連	2	-	-	-	-	-	-	2
計	158	3	5	26	104	7	7	6

※表中の数字は延べ数。複数の内容にまたがる意見があるため。

【補足】

一般原則…「日本標準産業分類一般原則」

総説…「大分類」、「中分類」のそれぞれの概要

項目名…各分類項目の名称、定義範囲等

説明文…細分類の説明文、○例示と×例示

移項…現在の項目から他の項目に移動を希望するもの

新設…新たな分類項目の設定を希望するもの

日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等への意見等の照会結果

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	-	-	-	「ホテルの営業所」、「印刷会社の営業所」などは、営業の拠点として本業の「ホテル」、「印刷工場」とは別場所で本業とは別の経済活動(受注契約、新規顧客の開拓など)を行っている場合がある。 このような場合、自企業内の管理的な事務を行う「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当するのか、企業の拠点となって直接顧客を対象としていることから別の事業活動を行っているかと判断するのか、考え方を示したい。	ホテルの営業所の場合、宿泊する設備がなく、印刷会社の営業所の場合、印刷する機器がないことから、現業には分類できない。 顧客等と対外的なやり取りを行っている事業所ではあるが、どの産業に分類されるのが適切か、考え方を示したい。
総務省	-	-	-	総務省HPに掲載されている「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」の内容を日本標準産業分類へ反映していただきたい。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf	次については例示を追加いただきたい。 6921貸家業「介護サービス付マンション賃貸業(家賃収入を主とするもの)」 8549その他の老人福祉・介護事業「介護サービス付マンション賃貸業(介護サービスを主とするもの)」 0999他に分類されない食料品製造業「カット野菜製造業」 0841機械器具設置工事業「ソーラーパネル(太陽光発電システム)設置工事業」 5931電気機械器具小売業「ソーラーパネル(太陽光発電システム)小売業」 3191自転車・同部分品製造業「車いす製造業(手動式のもの)」 3199他に分類されない輸送用機械器具製造業「車いす製造業(電動式のもの)」
総務省	-	-	-	改定以降に生じた他機関の疑義・その対応等について、Q&Aとして定期的に取りまとめた上、HP等で情報共有していただきたい。	日標から明確に判断することが困難な産業については疑義等で確認を行っているところであるが、HP等で情報共有いただくことで他機関、民間の方から出された疑義等の確認もでき、分類を判断する上での材料ともなる。当該Q&Aを掲載することで、統括官室に多数寄せられている疑義照会・回答の手間も省かれ、効率化されること及び統計調査間での考え方の統一も図られると思われる。
総務省	-	-	-	著作権などの知的財産の権利の売買は、「I 卸売業、小売業」には分類されないと大分類の総説から判断できますが、その場合どの分類となるのか考え方を示したい。	現行日標では不明確なため。
総務省	-	-	一般原則	第2項(8)の()書きについて、記載の見直し又は削除を検討してはいかがでしょうか。	専修学校、各種学校は、学校教育法で定める学校以外の教育施設になり、一般原則第2項(8)が係らないと思われるため。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	-	-	一般原則	「企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。」が、企業の産業の決定方法について、もう少し詳しい補記を検討いただきたい。	事業所の定義で格付困難な企業産業の決定方法を明記し、考え方の統一化を図る。 ・従業者数により決定する産業分類の場合 例えば、傘下事業所は「5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」に該当する事業所のみだった場合、企業全体の従業者数は50人以上となる。 企業産業は、「5611 百貨店, 総合スーパー」または「5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」のどちらの産業に分類されるか。
総務省	-	-	一般原則	第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 管理、補助的経済活動を行う事業所と同一企業内の事業所間取引(財貨の移動が伴わないもの)について、考え方、判断基準等がより明確になるように記載していただきたい。	-
総務省	A 農業, 林業	A	説明文	「競走馬育成請負業」について、0134 畜産サービス業(獣医業を除く)に分類されると考えるが問題ないか、またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	大分類A 総説(2)(ウ)「競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含まれない。」とありますが、「競走馬育成請負業」がどの産業に分類されるか不明確なため。
総務省	A 農業, 林業	A	説明文	農地中間管理機構、都道府県に置かれる一般社団法人又は一般財団法人の農地中間管理事業を行う事業所の産業分類について、記載していただきたい。	農業サービス、土地賃貸業など複数の産業分類が考えられるため。
総務省	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	C	総説	大分類C 鉱業, 採石業, 砂利採取業と他産業との関係(5)「ただし、採石現場で行うものは本分類に含まれる。」書きについて、考え方、判断基準等がより明確になるように記載していただきたい。	-
総務省	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	C	総説	「～及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。」とあるが、「品位向上処理」について明確にしたい。	どの程度の処理までが「C」に該当するのか曖昧な表現なため。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	D 建設業	D	総説	「石油精製, 化学, 製鉄, 発電等のプラントを対象として～」とプラントエンジニアリング業の説明があるが定義を明確にされたい。	4つ以外にどんなプラントが他に該当するのか不明確であり、「等」の表記では曖昧なため。
総務省	D 建設業	D	項目名	0621定義文中「道路工事」と0631定義文中「道路舗装工事」、0621土木工事と0631定義文中「舗装工事を伴う土木工事」の切り分けをお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。
総務省	D 建設業	0841	説明文	「0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)」 ○例示に「自動出改札装置設置工事業」の追加を検討いただきたい。	「自動ドア設置工事業」は○例示に掲載されているが、出改札機能を併せ持った装置が増えており、その取り付け工事も、含まれることを明記していただきたいため。
総務省	E 製造業	E	総説	製造業と他産業との関係 一貫工程(作業)の考え方とそれらが適用される分類について、記載していただきたい。	自家栽培した原材料を使用して製造、加工を行っている場合(同一構内に工場、作業所なし、専従の雇用者なし)の場合は、農業。 肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行っている場合は、製造業など一貫工程(作業)のとらえ方が分類間で異なる。 また、それが適用される分類について、明確となっていないため、例えば11繊維工業では糸で分類されるのか、最終製品で分類されるのかなど、判断基準が不明確なため。
総務省	E 製造業	095 0999	項目名	095糖類製造業について、糖類の範囲を明確にしていただけないでしょうか。	果糖製造業は、0999他に分類されない食料品製造業に分類されているため、糖類の範囲が不明なため。
総務省	E 製造業	102	項目名	102 酒類製造業について 平成29年以降、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」等が改正されているため、ビール類などの説明表記や分類について、ご確認いただきたい。	-
総務省	E 製造業	2731	項目名	2731 体積計製造業、2732 はかり製造業、2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業の分類の考え方についてお示しいただきたい。	中分類27-業務用機械器具製造業は、業務用・サービス用の生産に供される機械器具を製造する事業所が分類されるが、2731、2732、2739には民生用も含まれると考えてよいか。
総務省	E 製造業	2815	項目名、 説明文	2815 液晶パネル・フラットパネル製造業 技術的な改廃があるため、定義文や例示について見直しを検討いただきたい。	現状に沿った記載とするため。 (有機ELパネル、タッチパネルなど)

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	E 製造業	3131	項目名	3131の定義文中のただし書き「製造・修理する事業所」の「修理」は「船体ブロック」にもかかるか、お示しいただきたい。	「船体ブロック」の修理が想定できないため、判断基準をお示しいただきたい。
総務省	E 製造業	3251 ほか	項目名	無人航空機、小型無人機、ドローン、マルチコプター等に関する記載を検討してはいかがでしょうか。	新しい業種で記載がないため、定義文や○例示等で、分類を明確に示していただきたい。
総務省	E 製造業 I 卸売業, 小売業	2922 ほか	項目名	電気自動車(EV)に関する記載を検討してはいかがでしょうか。 EV用モータ、充電機など	新しい製品で記載がないので、定義文や○例示で、分類を明確に示していただきたいため。
総務省	E 製造業 I 卸売業, 小売業	3012 3032 ほか	項目名	スマートフォン、タブレット端末に関する記載を検討してはいかがでしょうか。	新しい製品で記載がないので、定義文や○例示で、分類を明確に示していただきたいため。
総務省	E 製造業	1189	説明文	1189他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ○例示に「革製帽子」の追加を検討いただきたい。	判断基準を明確化したい。
総務省	E 製造業	1157 1421	説明文	現行の分類で判断できない不織布の分類についてお示しいただきたい。	不織布については製法の違いで1157 フェルト・不織布製造業又は、1421 洋紙製造業に分けられているが、その2つ以外の製法による不織布の分類について例示に記載がないため。
総務省	E 製造業	131	説明文	131定義文中の「つい立」と1391定義文中の「事務所用つい立」の違いをお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。
総務省	E 製造業	(0317 0412 0929)	説明文	0317 採貝・採藻業 0412 貝類養殖業 0929 その他の水産食料品製造業 「貝のむき身製造業」例示の追加を検討いただきたい。	貝の殻をとったむき身は、殻をとり新たな製品となり「E 製造業」に該当するが、「B 漁業」と誤りやすいため例示として明記していただきたい。
総務省	E 製造業	1622	説明文	1622 無機顔料製造業 説明表記や例示の含鉛塗料について、見直ししてはいかがでしょうか。	国際化学物質管理会議(ICCM)において、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」が策定され、その課題の一つに「塗料中の鉛」が取り上げられていた。 塗料中の鉛の使用については、全世界的に減らすことが目標とされ、製造、使用が縮小・終了してきていると考えられることから、現状確認及び記載について検討いただきたい。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	E 製造業	1633 1799	説明文	「バイオマス燃料」 1633 発酵工業、1799 その他の石油製品・石炭製品製造業、大分類I 卸売業、小売業等の関係項目に例示の追加を検討していただきたい。	CO2排出量を抑えるために、バイオマス(生物体)由来の燃料を石油燃料等の代替として多く使用され始めている。 バイオマス燃料には、木質ペレットバイオエタノール、バイオガス、バイオディーゼルなど実用化されているため例示を掲載いただきたい。
総務省	E 製造業	1646	説明文	1646 洗剤・磨剤製造業 ○例示「洗剤(石けん、合成洗剤でないもの)製造業」とは、どのようなものか具体例で記載いただきたい。	「洗剤(石けん、合成洗剤でないもの)製造業」では、成分で異なるのか、使用対象で異なるのか、何を示しているのは不明瞭なため。
総務省	E 製造業	1692	説明文	1692 農薬製造業 説明文2行目にある「水銀系」の殺虫・殺菌剤を製造する事業所、○例示「ひ酸鉛・同製剤製造業」について削除を検討いただきたい。	禁止農薬と考えられるため。
総務省	E 製造業	1999	説明文	1999 他に分類されないゴム製品製造業 ×例示「ウェットスーツ製造業(他から受け入れたゴム引布から製造するもの)[11]」 と変更していただきたい。	「1991 ゴム引布・同製品製造業」の定義文「～同一の事業所でゴム引布から一貫して防水外衣、潜水服」との違いを明確化するため。
総務省	E 製造業	1999	説明文	1999 他に分類されないゴム製品製造業 ×例示に「プラスチック字消し[3269]」の追加を検討いただきたい。	消しゴムは、いわゆる天然ゴムで出来ている「ゴム字消し」と、「プラスチック字消し」の2種類があり、後者が紛れてしまう可能性があるため。
総務省	E 製造業	2535	説明文	「ヒートポンプ」について、 関係項目に説明文、例示等の追加を検討していただきたい。	現状の日標では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたいため。 ヒートポンプの製造は、「2535 冷凍機・温湿調整装置製造業」と考えられるが、業務用機械、家庭用機械にも利用される技術のため、どのように分類するのが適当かお示しいただきたい。
総務省	E 製造業	2711	説明文	2711 複写機製造業 ○例示「複写機(コピー機)製造業」()書きの追加を検討していただきたい。 また「複合機製造業」の例示の追加を検討していただきたい。	「コピー機」の方が一般的に分かりやすいため。 また、複合機の例示も追加されたい。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	E 製造業	274	説明文	体内に埋込むボルト、プレート等の金属製品は、 274 医療用機械器具・医療用品製造業 に分類すると考えてよいか、その場合、例示を追加いただきたい。	厚生労働省告示等では、体内に埋込むボルト、プレート等の金属製品は医療機器との記載があるが、中分類24 金属製品製造業と分類が不明確であるため、確認、例示を追加いただきたい。
総務省	E 製造業	2899	説明文	「タッチパネル」、「カラーフィルタ」について、 2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業と考えるが問題ないか。 またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	現状の日標では不明瞭なため、例示の追加を検討いただきたい。
総務省	E 製造業	2931	説明文	2931 ちゅう房機器製造業 ○例示「ジャーポット」を「電気ポット」への変更を検討されたい。	「ジャーポット」とあるが、「電気ポット」の方が一般的ではないか。 JIS規格でも「電気ポット JISC9213」となっている。
総務省	E 製造業	3011	説明文	3011 有線通信機械器具製造業 ○例示「テレックス製造業」の削除を検討いただきたい。	初期のデジタル通信方式で、今はファクシミリや電子メールが普及して、テレックス網はすでに終了しているため。
総務省	E 製造業	3297	説明文	3297 眼鏡製造業(枠を含む) ×例示に「眼鏡用ガラス製造業 [2119]」の追加を検討いただきたい。	3297 眼鏡レンズ製造業と紛らわしいため。
総務省	E 製造業	1117 1119 (1499)	移項	1499 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業の ○例示「抄紙糸製造業」は、紙を撚って製造していることから紡績業として、 1117 ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く)又は、 1119 その他の紡績業に分類するのが妥当ではないでしょうか。考え方を示しいただきたい。	抄紙糸製造は、紙を撚って製造していることから紡績業として「1117」または「1119」に分類するのが妥当ではないか。
総務省	E 製造業	1393	移項	1393 鏡縁・額縁製造業 ○例示「さお縁製造業」は 1221 造作材製造業(建具を除く)に分類するのが妥当ではないでしょうか。	天井板を支えるために天井板に直角に取り付ける細長い木材のため。 「1221 造作材製造業(建具を除く)」に分類されるのではないか。
総務省	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	33 電気業	説明文	「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」の改正(平成28年4月)を受け、電気事業者類型が基本的に「発電事業者」、「一般送配電事業者」、「小売電気事業者」に変更されたため、説明表記や例示等を記載していただきたい。	-

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	34ガス業	説明文	「電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)」の平成29年4月1日施行に伴う日本標準産業分類におけるガス業の分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	-
総務省	G 通信業	3911	項目名	3911 受託開発ソフトウェア業 「顧客からの委託により」と定義にあるため、顧客からの委託ではないOSの開発や自らのために開発を行うものは分類されないと考えてよいか、考え方についてお示しいただきたい。	受託開発以外のOSの開発等について、判断基準を明確化したい。
総務省	G 情報通信業	3929	項目名	「3929 その他の情報処理・提供サービス業」 ○例示の掲載をしていただきたい。	定義文だけでは、具体的にどのような事業所が該当するのか不明なため。 ×例示の記載しかないため、○例示を記載することで範囲の明確化を図る。
総務省	G 情報通信業	392	項目名、 説明文	各種ビッグデータの収集、分析等を実施しその情報を提供する事業所について、3922 情報提供サービス業に分類されると考えるが問題ないか。またその場合、例示の追加を検討いただきたい。	新産業として見受けられるため、考え方の提示、例示の追加を検討いただきたい。
総務省	G 情報通信業	4013	項目名	「ホームページ作成業」は単純な構成のものから、プログラムを組み込んだ複雑な内容のものなどがあるが、「中分類39情報処理サービス業」、「中分類40インターネット附随サービス業」との関係で、どのように分類するのが適当でしょうか。考え方をお示しいただきたい。 また、「ホームページ作成業」の例示の追加を検討いただきたい。	当該事業を主事業とする事業所が多く見受けられるため、考え方の提示、例示の追加を検討いただきたい。
総務省	G 情報通信業	4151	項目名	4151 広告制作業 定義文「制作」を明確に説明願いたい。	広告のデザインは「7261」、コピーライターは「7299」だが、「4151」の制作とはどのような業務内容を指しているのか明記していただきたい。 大分類L 学術研究, 専門・技術サービス業 総説 他産業との関係 (2) 広告文案の作成, 商業美術などの業務を行うが, 広告媒体に広告しない事業所は大分類G-情報通信業[4151]に分類
総務省	G 情報通信業	G	説明文	回線とサーバーを使用させ、ソフトウェアを利用させるクラウドコンピューティングについて、例示を追加いただきたい。	クラウドコンピューティング業の何を主とみるかによって分類が異なると思われるので、考え方を含めご教示いただきたい。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	G 情報通信業	G	説明文	インターネットのみに提供される番組制作業について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	G 情報通信業	3721	説明文	仮想移動体通信事業者(MVNO)について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	G 情報通信業	3731	説明文	3731 電気通信に附帯するサービス業 ○例示に「携帯電話取扱店(代理店)」の追加を検討いただきたい。	携帯電話取扱店(代理店)では「機種の販売、変更」、「料金プラン等の事務手続」を行っており、事業所ごとに「小売業」、「情報通信業」のどちらが主であるか判断し、分類するのが適切であるとは考えるが、双方の分類の例示に携帯電話取扱店(代理店)がないため、情報通信業「3731」の追加と小売業「5931」への追加も併せ、検討いただきたい。
総務省	G 情報通信業	3811	説明文	3811 公共放送業(有線放送業を除く) ○例示「同放送局支局」について、削除を検討いただきたい。	以前、NHKに確認したところ、支局では放送事業を実施していないことが明らかになったため。 また、放送設備がないNHKの放送支局について4161 ニュース供給業に例示を追加いただきたい。
総務省	G 情報通信業	3823	説明文	3823 衛星放送業 ○例示「委託放送事業者本社・同放送局・同放送センター」について、削除を検討いただきたい。	放送法が改正されたため。
総務省	G 情報通信業	3829	説明文	3829 その他の民間放送業 ×例示「文字単営放送事業者支局(放送設備のないもの)[4161]」について、例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。
総務省	G 情報通信業	4111	説明文	YouTubeへの動画投稿により広告収入を得ているユーザーの経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	G 情報通信業	4114	説明文	4111 映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業, アニメーション制作業を除く) ○例示に「VR(バーチャルリアリティ)機器用映像制作業」の追加を検討いただきたい。	VR(仮想現実)のコンテンツに関する事業が増加している。 VR映像制作は、現実の空間に身を置くのに近い知覚を見る者に与えるよう、コンピュータにより描写あるいは加工された映像の制作。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	G 情報通信業	4141	説明文	アフィリエイトの経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	G 情報通信業	4169	説明文	4169 その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 貸スタジオ業について用途別に例示を追加いただきたい。	用途で分類が異なるとの見解をいただいているところであるが、写真撮影などに関する例示が記載されていないため追加いただきたい。
総務省	G 情報通信業 I 卸売業、小売業	414	説明文	「電子書籍を出版している事業所」、「電子書籍を販売(配信)している事業所」について、関係項目に例示の追加を検討していただきたい。	現状の日標では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたいため。
総務省	H 運輸業、郵便業	-	項目名	「3PL(サードパーティロジスティクス)事業」の産業分類の決定方法について検討いただきたい。	3PL事業は、荷主に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築について包括的に受託し、実行する。 (総合物流施策大綱(2013-2017)「用語解説」) また、当該事業者には、アセット型とノンアセット型があり、アセット型は、業者自身が資産(施設・車両・情報システムなど)を保有・運用し、業務を行う業態である。一方、ノンアセット型は、業者自身は資産を持たずノウハウを持って他の業者の資産を利用しながら業務を行う業態である。 近年、物流事業を包括的に受託している事業者が見受けられる。当該事業の場合、事業者が主とする物流業務で分類するか、特定の産業に分類するか検討いただきたい。
総務省	H 運輸業、郵便業	4211	項目名	4211 普通鉄道業 ×例示「鉄道事業者の工事事務所・工事区(直営工事を行う事業所)[0611・0621]」は、大分類Dの総説ただし書き(～主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。)を受ければ4209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所と考えてよいか。 それとも鉄道事業だけ特別な考え方をするのか、考え方についてお示しいただきたい。	切り分けを明確にしていただきたい。
総務省	H 運輸業、郵便業	4321	説明文	4321 一般乗用旅客自動車運送業 ○例示に「患者等搬送事業(民間救急サービス業、民間救急車)」の追加を検討いただきたい。	有償で緊急性のない患者等搬送業務を行う民間の事業。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	I 卸売業, 小売業	-	新設	「ワンプライスショップ」、「100円ショップ」が分類される産業分類の項目の新設をご検討いただきたい。 また、6091×例示「ワンプライスショップ(販売する商品によって分類される[6091を除く56~60])」について、販売する商品によって分類されるとあるのに「56」が入っている理由について、考え方をお示しいただきたい。	事業内容から販売する商品を把握し分類するのは困難なため、ドラッグストア、コンビニエンスストアのように項目を新たに設けられないかご検討いただきたい。
総務省	I 卸売業, 小売業	6052	新設	「6052 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)」「電気自動車充電スタンド」、「水素ステーション」について、ご検討願いたい。	電気又は水素を燃料とする自動車の増加が見込まれるため。
総務省	I 卸売業, 小売業	5131	説明文	5131 寝具類卸売業 ○例示「マットレス卸売業」について、明確化していただきたい。	「マットレス」製造には、「1191 寝具製造業」の(和室用)と、「1313 マットレス・組スプリング製造業」の(ベッド用)がある。 「5131」は寝具類なので、家具の(ベッド用)とは異なり(和室用)と考えるが、「5511」には「ベッド卸売業」の表記でマットレスについての記載はない。マットレス卸売業は和室、ベッドに関係なく「5131」なのかベッド用なのか明確化していただきたい。
総務省	I 卸売業, 小売業	5369	説明文	5369 その他の再生資源卸売業 定義に「他に分類されない再生資源」を明確に示していただきたい。	現在、再生資源として利用されているものは食物残渣や木くずなど様々あり、それらを原料用として卸売する事業所もある。定義が「他に分類されない再生資源」では再生資源の範囲が不明瞭なため明確に示していただきたい。
総務省	I 卸売業, 小売業	6081 6082	説明文	6081 写真機・写真材料小売業 6082 時計・眼鏡・光学機械小売業 写真機(カメラ)レンズは、写真機の部分品・付属品に該当すると考えられますが、6081又は6082のどちらに分類するのが適当か、例示等でお示しいただきたい。	どちらの分類とも取れ不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。
総務省	I 卸売業, 小売業	6199	説明文	6199 その他の無店舗小売業 ○例示に具体的な例示がないので、「夕食材料宅配業」、「宅配専門牛乳店」の追加を検討いただきたい。 また、「ウォーターサーバー・宅配水販売」の産業分類について検討いただきたい。	宅配水を行う事業は、ウォーターサーバーを無料でレンタルし、水を定期配送によって販売している事業者が多い。 「夕食材料宅配業」、「宅配専門牛乳店」などと同様に、その他の無店舗小売として「6199」となるか。 例示を列記することで範囲の明確化を図る。
総務省	J 金融業, 保険業	-	説明文	「電子記録債権業」 関係項目に説明文、例示等の追加を検討していただきたい。	現状の日標では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	J 金融業, 保険業	6431 6432	説明文	クレジットカードを発行せず個別の商品について販売信用業務(個別信用購入あっせん)を行う者について、考え方を お示しいただきたい。 6432 割賦金融業 ○例示に「信販会社(個別信用購入あっせんのもの)」の追加を検討いただきたい。	「6431 クレジットカード業」の○例示に「信販会社(クレジットカード業のもの)」=包括信用購入あっせんが記載されているが、クレジットカードを発行しない「個別信用購入あっせん」を行う者がどの産業に分類されるか明記いただきたい。 (割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第三章第二節)
総務省	J 金融業, 保険業	6499	説明文	「株式会社国際協力銀行」について、 6499 他に分類されない非預金信用機関 に分類されると考えるが問題ないか。またその場合、6491 政府関係金融機関に×例示の追加を検討いただきたい。	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)に基づき設置された株式会社である。 例示等を記載することで分類を明確に示していただきたいため。
総務省	J 金融業, 保険業	6529	説明文	6529 その他の商品先物取引業, 商品投資顧問業 ○例示「商品先物取引仲介業者」は、 6631 金融商品仲介業との関係について、考え方を検討 いただきたい。	仲介業者とあるが、6631 金融商品仲介業での例示ではなく、違和感があるため。
総務省	J 金融業, 保険業	6614 6615	説明文	独立行政法人農林漁業信用基金については、 6614 信用保証機関 例示:農林漁業信用基金(林業部門) 6615 信用保証再保険機関 例示:農林漁業信用基金(農 業・漁業部門) と分かれて掲載されているが、事業所は単独と見受けられ るため、例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	パンフレット等で当該事業内容は見受けられるが、事業所は1箇所であるため。
総務省	J 金融業, 保険業	6619 6639	説明文	「資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九 号)」が改正され(29年4月に施行)、暗号資産交換業が法 律で位置付けられたことから、説明表記や例示等を記載し ていただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	J 金融業, 保険業	6729	説明文	6729 その他の損害保険業 ○例示に「日本貿易保険」の追加を検討いただきたい。	2017年に貿易保険法が改正され、政府が出資する特殊会社として「株式会社日本貿易保険」が設立された。特別の法律に基づく機関であることから明記いただきたい。
総務省	J 金融業, 保険業	6729	説明文	「住宅瑕疵担保責任保険法人」について、 6729 その他の損害保険業に分類されると考えるが問題な いか。 またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第17条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された法人。 定義文や○例示で、分類を明確に示していただきたいため。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	J 金融業, 保険業	-	説明文	電磁的方法を用いた資金決済に関する経済活動について、説明表記や例示等を記載していただきたい。 「〇〇Pay」などのキャッシュレス決済など	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	J 金融業, 保険業 P 医療, 福祉	6499 8511 ほか	説明文	「日本私立学校振興・共済事業団」について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	K 不動産業, 物品賃貸業	6941	説明文	6941 不動産管理業 ×例示に「マンション管理組合」の追加を検討いただきたい。	マンション管理組合とは、分譲マンションを購入した人(区分所有者)で構成された、そのマンションを管理するための組合組織である。組合は、組合が管理する敷地および共用部分等の保安、保守、清掃、修繕積立金の運用、居住者間の社交、親睦を深める業務等、組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務を行っている。 管理組合とマンション管理業とで紛れてしまうため、明確化するためにも例示を掲載いただきたい。
総務省	K 不動産業, 物品賃貸業	7021	説明文	7021 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く) ○例示「医療機械器具賃貸業」には在宅用の医療器具も含まれるのか、お示しいただきたい。	在宅で使用する人工呼吸器などの賃貸も「7021 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)」でよいでしょうか。よい場合は例示に追加していただきたい。
総務省	K 不動産業, 物品賃貸業	7031	説明文	7031 事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く) ○例示に「電子式複写機(コピー機)賃貸業」()書きの追加を検討していただきたい。また「複合機賃貸業」の例示の追加を検討していただきたい。	「コピー機」の方が一般的に分かりやすいため。 また、複合機の例示も追加されたい。
総務省	K 不動産業, 物品賃貸業	7041	説明文	7041 自動車賃貸業 ○例示に「カーシェアリング業」の追加を検討いただきたい。	増加している産業のため。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	K 不動産業, 物品賃貸業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業	6941 7599 7911 ほか	説明文	「住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)」により、民泊に係る3つの事業が新たに制度上位置付けられたことに伴い、民泊に係る産業分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	新しい業種で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	K 不動産業, 物品賃貸業 R サービス業(他に分類されないもの)	6811 9299	説明文	6811 建物売買業 ○例示に「リゾートホテル会員権販売(共有所有権型)」の追加を検討いただきたい。 「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」 ○例示に「リゾートホテル会員権販売(利用権型)」の追加を検討いただきたい。	ホテルの所有権をオーナー同士で共有し、口数で割った持分を登記する(不動産を所有することになる)。現在のリゾート会員権の主流が、この共有制の所有権付会員権となっている。また、ゴルフ会員権のように利用権のみを持つ利用権型もある。この場合は、宿泊に附帯するサービスと考えられるが、「中分類75-宿泊業」に該当する符号がないため「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」としてもよいか、どのように分類するのが適当でしょうか。考え方を示しいただきたい。
総務省	L 学術研究、専門・技術サービス	-	総説	「開発」の定義を明確にされたい。 総説の「開発研究」には、製造業を営む企業が行う製品開発(新製品の開発、既存製品の強化、改良など)も含まれるのかご教示いただきたい。 含まれるのであれば記述いただきたい。	事業所名に研究所という表記がなく、製造部門と一体となって開発を行っている事業所の考え方を示しいただきたい。 「研究所」、「製造業」、「管理、補助的経済活動」のうちどの分類が適当か。 他にも、飲食サービス業でメニューの開発を行っている事業所は、どの産業に分類されるのか、考え方を示しいただきたい。
総務省	L 学術研究、専門・技術サービス	7299	説明文	7299 他に分類されない専門サービス業 ○例示に「ISO認証業」、「ISO認定業」の追加を検討いただきたい。	現在多くの企業などでISOの認証取得を行っており、認定機関より審査を行う認定を受けた認証機関(審査機関)について、例示を追加いただきたい。 ISO認証はISOが認証する国際標準化規格のことで、各種規格を統一することで国際的な規模での交流を助長するとともに企業活動の発展を促進することを目的としたもの。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	L 学術研究、 専門・技術 サービス	7299	説明文	7299 他に分類されない専門サービス業 ○例示に「補償コンサルタント業」の追加を検討いただきたい。	補償コンサルタントは、公共用地として提供される土地にある建物や工作物を調査して、住んでいる人たちの生活機能を失わせないように移転方法、移転先を考慮し、移転又は損失による補償額を算定する。また、事業の施工に伴って発生する騒音・振動・地盤変動等による事業損失に関する調査及び損失額を算定する。主事業とする事業所も多く見受けられるため、追加を検討いただきたい。
総務省	L 学術研 究、専門・ 技術サービ ス業 又は Rサービス 業	-	説明文	「著作権等管理事業」 について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	委託者との信託契約又は委任契約（取次ぎ又は代理によるもの）に基づき、著作物の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う事業（著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号））であり、委託者に代わり、著作物の利用許諾、使用料の徴収・分配など行っているが、どの産業に分類されるかが明確になるため。
総務省	M 宿泊業、飲 食サービス 業	7621 7629	説明文	7621 日本料理店 ○例示に「郷土料理店」の追加を検討いただきたい。 7629 その他の専門料理店 ○例示に「ジンギスカン料理店」の追加を検討いただきたい。	「7621」は日本料理、「7629」は特定の料理とある。「7629」○例示掲載の「ジンギスカン料理店」は、北海道地方で多く見られる羊肉を使った鉄板料理で、日本独自の羊肉料理でもあることから、郷土料理ともいえるのではないかと。「7621」と「7629」についての、定義を明確に示していただきたい。
総務省	M 宿泊業、飲 食サービス 業	7671	説明文	7671 喫茶店 について、判断基準をお示しいただきたい。	抹茶カフェや日本茶カフェなどが近年増えているが、これらは喫茶店の定義「コーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料」に該当せず、「7699」の「湯茶」に該当するものとなるが、提供するものがコーヒーと日本茶に違いのみで形態的には同一となっている。日本茶は「7671」に含まれないのなら定義に明記していただきたい。
総務省	M 宿泊業、飲 食サービス 業	7721	説明文	7721 配達飲食サービス業 セントラルキッチン方式（受注や配達する事業所と調理する事業所（セントラルキッチン）が別場所）を用いて、配食サービスを提供している場合はそれぞれの事業所がどの産業に分類されるのかお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。
総務省	N 生活関連 サービス 業、娯楽業	-	項目名	プロゲーマー業、eスポーツ業についての分類について、考え方をお示しいただきたい。	現行日標では不明確なため。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	N 生活関連 サービス 業、娯楽業	-	項目名	施設使用が主とも言い切れず、個人の適性・特性に合わせた運動サポートを行う事業所(マンツーマンジム、メディカルフィットネス等)の分類の考え方を示していただきたい。	フィットネスクラブは施設を提供することが主たる目的となっているが、例えば、脊髄損傷の方に特化してリハビリではない運動のサポートを行う事業所など、既存の分類では判断しがたい業態もでてきているため。
総務省	N 生活関連 サービス 業、娯楽業	7891	説明文	7891 洗張・染物業 定義文 染物以外の取次を行う事業所について明記していただきたい。	「染物の取次を行う事業所も本分類に含まれる。」と明記されているので、染物以外の取次を行う事業所についても明確化するため。
総務省	N 生活関連 サービス 業、娯楽業	791	説明文	「旅行サービス手配業」 説明表記や例示の追加を検討いただきたい。	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)が改正され「旅行サービス手配業」が新設されたため。
総務省	N 生活関連 サービス 業、娯楽業	7992	説明文	7992 結婚相談業, 結婚式場紹介業 ×例示 結婚相談所(社会福祉施設のもの)[8599]は、社会福祉施設で行っているものが分類されるのか、福祉目的のもの(営利目的ではないもの)が分類されるのかが不明確なため、判断基準について示していただきたい。 また、地方公共団体が少子化対策で行う結婚相談などについては、どのように判断するのか明確に示していただきたい。	判断基準を明確化したい。
総務省	N 生活関連 サービス 業、娯楽業	8053	説明文	8053 テーマパーク 遊園地などと判断に困る事例があるため、定義文等について見直しを検討いただきたい。	現状の日標では不明瞭なため。 経済産業省「特定サービス産業実態調査」の「公園, 遊園地・テーマパーク調査票記入注意」を参考に示してはどうか。
総務省	N 生活関連 サービス 業、娯楽業	8062	説明文	8062 囲碁・将棋所 定義文「囲碁, 将棋など～」などには、どのようなもの(例えば、オセロ、チェス)が含まれるのか。 ○例示の追加を検討いただきたい。	現状の日標では不明瞭なため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたい。
総務省	O 教育, 学習 支援業	8121 8131	説明文	「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」の改正(平成28年4月)を受け、義務教育学校が学校の種類として創設された。 義務教育学校で前期課程(小学校段階に相当)、後期課程(中学校段階に相当)について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	-

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	○ 教育, 学習 支援業	8161 8162	説明文	専門職大学、専門職短期大学 について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	○ 教育, 学習 支援業	8181	説明文	8181 学校教育支援機関 ○例示に「大学教育質保証・評価センター」の追加を検討 いただきたい。	令和元年に新たに高等教育機関の認証評価機関として認証された。当該項目に分類される機関は限定的であるため、明記いただきたい。
総務省	○ 教育, 学習 支援業	8216 8249	説明文	8216 社会通信教育 定義文に「一般の社会通信教育」(文部科学省認定社会通 信教育以外のもの)も含まれることを明記いただきたい。 ○例示に「社会通信教育(文部科学省認定以外のもの)」の 追加を検討いただきたい。 8249 その他の教養・技能教授業 ○例示に「通信教育(学校教育の補習)」の追加を検討いた だきたい。	「社会通信教育」には、「文部科学省認定社会通信教育」と「一般 の社会通信教育」があるが、現行の例示は前述に該当するものし かなく、後述に対応した例示を追加することにより、範囲の明確化 を図る。 また、通信教育の内容が学校教育の補習教育を行う場合は 「8249 その他の教養・技能教授業」(ここには、家庭教師のように 学校教育の補習教育を行う事業者も分類)に分類することが適切 とのことなので、○例示に追加していただきたい。
総務省	○ 教育, 学習 支援業	8299	説明文	8299 他に分類されない教育, 学習支援業 ○例示に「地域若者サポートステーション」の追加を検討い たいただきたい。	厚生労働省で「地域若者サポートステーション事業」を実施しており、働くことに悩みを抱えている方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う。全ての都道府県に設置されている。
総務省	○ 教育, 学習 支援業	8299	説明文	「8299 他に分類されない教育, 学習支援業」 について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	「8299」は教育、学習支援業を営む事業所で、「8249」は教養、技 能、技術などを教授する事業所となっているが、「8299」に料理学 校や洋裁学校が含まれている。 これらは、教育、学習支援ではなく、技能、技術の教授ではない のか。 「教育、学習支援」と「教養、技能、技術」について明確にしてい たいただきたい。
総務省	P 医療, 福祉	-	説明文	「介護医療院」について、例示を追加いただきたい。	現行日標では不明確なため。(平成30年4月より創設されることとな った。)
総務省	P 医療, 福祉	8342	説明文	8342 看護業 定義文「～派出看護師会」について、存在が確認できない ため定義文の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	P 医療, 福祉	8369	説明文	8369 その他の医療に附帯するサービス業 ○例示に「読影業」の追加を検討いただきたい。	読影は、レントゲンやMRI, CT, エコーなど様々な画像検査結果から所見を行う。治療のために診断を行っていることから「8369 その他の医療に附帯するサービス業」と考えられますが、明確化していただきたい。その場合、○例示に追加していただきたい。
総務省	P 医療, 福祉	8429	説明文	8429 その他の健康相談施設 ○例示「保健師駐在所」について、存在が確認できないため例示の確認及び見直しを検討いただきたい。	存在が確認できないため。
総務省	P 医療, 福祉	8492	説明文	「違法薬物の検査業」について、8492 検査業と考えるが問題ないか。またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	現状記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類を明確に示していただきたいため。
総務省	P 医療, 福祉	8531	説明文	子ども子育て支援制度における地域型保育事業等に関する分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。 ① 家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項) ② 小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項) ③ 居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項) ④ 事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項) ⑤ 時間外保育(子ども・子育て支援法第59条第2号) ⑥ 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項) ⑦ 病時保育事業(児童福祉法第6条の3第13項) *児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) *子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)	新制度で記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	P 医療, 福祉	8539	説明文	8539 その他の児童福祉事業 ○例示に「障害児居宅介護サービス業(障害児福祉事業のもの)」の追加を検討いただきたい。	訪問介護事業は、サービスが提供される者により、分類が異なる。例示を追加することにより分類される範囲の明確化を図る。
総務省	P 医療, 福祉	8551	説明文	8551 居住支援事業 ○例示「ケアホーム(障害者福祉事業のもの)」については、「グループホーム(障害者福祉事業のもの)」に法改正で一元化されているようなので、例示の見直しを検討いただきたい。	-

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	P 医療, 福祉	8559	説明文	8559 その他の障害者福祉事業 ○例示に「訪問介護事業所(障害者福祉事業のもの)の追加を検討いただきたい。	訪問介護事業は、サービスが提供される者により、分類が異なる。例示を追加することにより分類される範囲の明確化を図る。
総務省	P 医療, 福祉	8599	説明文	8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 ○例示に「薬物依存症回復支援施設(DARC(ダルク))」の追加を検討いただきたい。	ダルクと呼ばれている依存からの社会復帰に向けた自立支援を行って施設が近年多く見られるため。 ダルク(DARC)とは、ドラッグ(DRUG=薬物)のD、アディクション(ADDICTION=嗜癖、病的依存)のA、リハビリテーション(Rihabilitation=回復)のR、センター(CENTER=施設、建物)のCを組み合わせた造語で、覚醒剤、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設で自立復帰支援を行う。
総務省	R サービス業 (他に分類されないもの)	939	項目名	939 他に分類されない非営利的団体 他に分類されない非営利的な事業所について、定義文に具体的な経済活動等を記載し、より明確になるようにお示しいただきたい。	判断基準を明確化したい。 非営利と営利との判断基準が不明確なため、財を生まない経済活動、着目点・判断基準についてお示しいただきたい。
総務省	R サービス業 (他に分類されないもの)	9221	説明文	「9221 ビルメンテナンス業」 ビル以外(例えば工場や分類上建物と同様に扱う電車、船舶、航空機)を対象として、清掃、保守、機器の運転を行っている事業所の分類について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	問合せ等の際、考え方として従来から示されておりますが、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。
総務省	R サービス業 (他に分類されないもの)	9299	説明文	9299 他に分類されないその他の事業サービス業 「バーチャルオフィス(住所貸し)」の考え方について、明確化していただきたい。	実不動産の賃貸ではなく、借りたい事業者へのサービスとして「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」と考えられますが、明確化していただきたい。 最近、このバーチャルオフィスを主事業とする事業所が増加している。
総務省	R サービス業 (他に分類されないもの)	9312	説明文	「地域医療連携推進法人」について、 9312 同業団体に分類されると考えるが問題ないか。 またその場合、○例示の追加を検討いただきたい。	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の改正で、地域医療連携推進法人制度が平成29年4月から施行されたため。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
総務省	R サービス業 (他に分類 されないもの)	9331 9332	説明文	解説に挙げられている「学術(文化)功労者の顕彰, 学術(文化)研究の援助, 学術(文化)交流の実施及び援助」の3事業は必須要件であるかご教示いただきたい。 必須要件であれば明確になる記述としていただきたい。	市区町村で行っている芸術文化活動団体登録の、登録要件については「顕彰」を行っていることが要件となっていない場合もある。このため「日本標準産業分類」での捉え方と客体の記入が異なる場合があるため。また顕彰の程度が明確でないため。
法務省	S 公務(他に 分類される ものを除く)	9731	説明文	「法務省」について、下記のとおり修正 法務省 ○刑務所;拘置所;少年鑑別所;婦人補導院;入国者収容所(入国管理センター); 法務局・地方法務局・支局・出張所;矯正管区;地方更生保護委員会;保護観察所; 地方入国管理局・支局・出張所 ×法務総合研究所・支所[7121];矯正研修所・支所[8221];少年院[8229] 検察庁 ○検察庁・支部;区検察庁 出入国在留管理庁 ○入国者収容所(入国管理センター);地方出入国在留管理局・支局・出張所	平成31年4月1日に、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置されたため。
厚生労働省	I 卸売業, 小売業	6033	項目名	・「調剤薬局」から「薬局」に項目名の変更が必要。	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、「調剤薬局」ではなく、「薬局」として定義されているため。
厚生労働省	I 卸売業, 小売業	6033	移項	・「薬局」については、「卸売業,小売業」ではなく「医療,福祉」に分類されたい。	・医療法において、「調剤を実施する薬局」については、「医療提供施設」として定義されているため。
厚生労働省	M 宿泊業, 飲食サービス業	7599	説明文	細分類「7599 他に分類されない宿泊業」の内容例示から、「会社の寄宿舍」、「会社の独身寮」及び「学生寮」を削除する。	住居の提供に加えて、食事も提供する学生寮等は下宿業と類似した活動として細分類「7599 他に分類されない宿泊業」に分類してきたと考えられるが、学生寮等の主たる役割は住居の提供であるため、生産物分類及び産業連関表の部門分類では住宅賃貸に含める整理となっている。産業分類においても同様に中分類「69 不動産賃貸業・管理業」に含める整理としてはどうか。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
厚生労働省	M 宿泊業, 飲食サービス業	7661	移項	オーセンティックバーを「大分類M 中分類76飲食店 小分類766 細分類7661バー、キャバレー、ナイトクラブ」から「大分類M 中分類76飲食店 小分類765 細分類7651酒場、ビヤホール」に移行する。	<p>細分類7661の定義では、「主として洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。」とある。</p> <p>「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」によると、「遊興とは、営業側側の積極的な行為によって客に遊び興じさせること」を指すとされ、例示としてショーや演奏の類を客に見聞きさせる鑑賞型や客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型サービスが挙げられている。</p> <p>オーセンティックバーとは、基本異性による接待を伴う遊興施設としてのバーとは異なり、レストラン、居酒屋等と同類の営業許可証を持つ飲食店であり、プロフェッショナルのバーテンダーを有するバーを指す。</p> <p>また、職業分類表では「大分類E 中分類39飲食物調理の職業 小分類392バーテンダー 細分類392-01バーテンダー」となっており、日本料理調理人やすし職人等と同じ中分類に整理されている。</p> <p>オーセンティックバーなどのバー業態は接待を伴う遊興飲食事を中心とした事業所ではなく、酒場やビヤホールと同じ酒類を中心に食事やデザート等を提供する飲食店であるため、「主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。」の細分類7651がより適切であることから移行すべきである。</p>
厚生労働省	N 生活関連サービス業, 娯楽業	7893	項目名	細分類7893 「リラクゼーション業(手技を用いるもの)」の()内に医業類似行為を除くの注記をしていただきたい。	前回経産省の要望により新設されたものだが、関係者によると8359との明確な区分が行われていないため、記載した方が良いことから

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
厚生労働省	P 医療, 福祉	835 8359	項目名	小分類835 「療術業」を「施術業」に細分類8359 「その他の療術業」を「その他の施術業」に名称変更する。	「療術業」について、現在は確たる定義はないが、公文書において用語としてあはき柔整以外の施術に用いられている事例があることから、当業界に一般的に流布している「施術業」に置き換えることがふざわしい。 ※ 消費者事故対策に関する行政評価・監視－医業類似行為等による事故の対策を中心として一の結果に基づく勧告(令和2年11月17日勧告先:消費者庁、厚生労働省) あはき法第12条において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを除くほか、何人も医業類似行為を業としてはならないとされている(資料3-①参照)。同条は医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復(注1)以外の手技、温熱等による療術行為(いわゆる民間療法)を行うことを禁止した規定である。
厚生労働省	P 医療, 福祉	854	新設	小分類854内に、細分類として新たに「介護医療院」を設定する。	平成30年の介護保険法(平成9年法律第123号)の改正(平成30年4月1日施行)により、新たに「介護医療院」が創設された。平成30年3月の整理においては、介護医療院は、当面の間「8549 その他の老人福祉・介護事業」に分類することとされた。 他の細分類である「特別養護老人ホーム」や「介護老人保健施設」と同様に介護保険法に位置付けられている施設区分であること、及び平成30年の法改正後、介護医療院の施設数は単調増加しており、現時点で一定の施設数が存在する(令和3年3月時点で全国で572施設)ことから、今回の見直しにおいて、新規に細分類として位置付けることが適切と考える。
厚生労働省	P 医療, 福祉	8492	説明文	細分類「8492 検査業」の×例示に、「浄化槽水質検査業」を追加する。	本文類の検査対象は主に飲料水、食品、飲食店・食品工場等の備品、プール・浴場の水等を想定しているが、事業所母集団DBにおいて、「〇〇浄化槽協会」など「8814浄化槽保守点検業」に分類されるべきと考えられる事業所が散見されるため、明確に区分されるようにする必要がある。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
厚生労働省	R サービス業 (他に分類 されないもの)	9229	項目名、 移項	害虫駆除業は現在「9229 その他の建物サービス業」に分類されているが、細分類として特出しし、大分類も現在の「R サービス業(他に分類されないもの)」から「N 生活関連サービス業、娯楽業」に移行すべきである。また、その際には「害虫駆除業」ではなく、「ペストコントロール業」とすべきである。	<p>ペストコントロール業は50年以上の業界実績があり、建築物衛生法で規定する一定規模以上の建築物(特定建築物)に限らず、食品衛生法に基づく管理が必要な大多数の飲食店も対象となるなど、その事業活動範囲は広い。また、昨今はインバウンド等の影響で、従来の手法では駆除できないトコジラミやヒアリ等の外来生物、ハクビシンやアライグマ等の害獣、デング出血熱を媒介するヒトスジシマカ等の感染症媒介生物の防除等の需要が高まるなどその活動範囲はビルの内部に限定されず、外国からの貨物が到着する港湾や公園などの外部環境も含まれており、活動範囲は年々広がっている。</p> <p>このようにペストコントロール業の市場は拡大しているものの、「ペストコントロール業」としての細分類が確立していないことから、産業全体の状況を把握することが困難である。ペストコントロール業は一般生活空間で適切な手法により薬剤を使用・管理する等、高度な知識・技能が不可欠であり、今後、劣悪な業者等を排除するための施策立案等の企画のためには、「ペストコントロール業」を独立した分類とする必要がある。</p> <p>また、前述のとおり現代では当該業種に求められる業務内容が害獣対応からウイルス消毒まで幅広く、「害虫駆除業」という呼称は実態と乖離しており、欧米等で使用されている「ペストコントロール業」とすべきである。なお、「ペストコントロール」という言葉はすでに、厚生労働省が提供している「職業情報提供サイト(日本版O-NET)」において使用可能な用語となっている。</p>
農林水産省	B 漁業	0318	説明文	「0318捕鯨業」の解説の「近海捕鯨業」を「基地式捕鯨業」に修正していただきたい。	漁業関係法令上、捕鯨業は「母船式捕鯨業」と「基地式捕鯨業」の2つに分類されているため。
農林水産省	M 宿泊業、飲食サービス業	7721	新設	「772 配達飲食サービス業」の「7721 配達飲食サービス業」から分離して「(新設)施設給食業」に設けていただきたい。	<p>現行の「7721 配達飲食サービス業」には、宅配ピザ、デリバリー専門店など客の求める場所に食事を配達する事業形態と、病院給食業、施設給食業など調理施設を設けてその場で食事を提供する事業形態が混合している。</p> <p>これら2つの業態はその施設の規模・形態、目的、食事を提供する対象等全く異なるものであることから、新たに「施設給食業(仮称)」の分類を新設し、分けていただきたい。</p>

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
農林水産省	I 卸売業,小売業	5811	新設	「581 各種食料品小売業」の「5811各種食品小売業」から分離して「(新設)食品スーパー」を設けていただきたい。	<p>細分類5811「各種食料品小売業」は、主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所が分類されているが、この中には大きく区分して、セルフサービス方式を採用している「食品スーパー」、セルフサービス方式を採用していない「個人商店」等が含まれている。</p> <p>このうち、「食品スーパー」は、消費者の利用頻度が高く、地域に密着しており、食品の安定供給という面で重要な役割を果たしている。また、今般の新型コロナウイルス感染症をはじめとした有事においても、国民生活に必要な食品の安定供給のために事業継続しており、社会的にも「食品スーパー」の重要性が再認識されているところ。</p> <p>国民の生活への影響が大きい「食品スーパー」を細分類として新設し、その動向を明確に把握することは、政策上、また統計上において重要である。</p> <p>【参考データ】 <各種食料品小売業> 事業所数:27,442店、従業員数:103万人 年間販売額:20兆3千億円 ※平成28年経済センサス-活動調査より <食品スーパー> 事業所数:20,783店、従業員数:97万2千人(正社員27万2千人、パートアルバイト70万人) ※上記は食品スーパーマーケット3団体(日本スーパーマーケット協会、全国スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会)2020年年次統計調査より推計 年間販売額:11兆5千万円(2020年度食品スーパーマーケット3団体統計発表より)</p>
経済産業省	E 製造業	2252 2431	説明文	可鍛鉄製造業の例示に「○可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追記。併せて、2431に「×可鍛鉄製鉄管継手(フランジ形を含む)」を追記。	「継手」の文章だけを見て、可鍛鉄製鉄管継手にも関わらず、2431配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)と勘違いしている事業者がいるため明文化したい。
経済産業省	E 製造業	2351	説明文	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本文類に含まれない」を追記。	インゴットの精製は、232非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)であるにも関わらず、鋳物であると勘違いをしている事業者がいるため、インゴットは鋳物ではない旨を明文化したい。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
経済産業省	E 製造業	2352	説明文	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)に「ただし、精錬等により再生した材料(インゴット)は本文類に含まれない」を追記。	同上
経済産業省	E 製造業	2353	説明文	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業の説明文(1パラ)を「ダイカストマシンを用いて溶融したアルミニウム又は同合金を精密な金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」に修正。	ダイカストは製造行為であって、ダイカストが製造される訳ではない。そのため、より内容が分かるように説明を追記したい。
経済産業省	E 製造業	2354	説明文	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)の説明文(1パラ)を「溶融した亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属を、ダイカストマシンに取り付けられた精密な金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。」に修正。	同上
経済産業省	E 製造業	2431 2446	説明文	配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く)の例示に「×ダクト製造業」を追記。併せて、2446製缶板金業に「○ダクト製造業」を追記。	「ダクト」は2446製缶板金業とされており、ダクトの形状から2431に含まれると勘違いする事業者がいるため明文化したい。
経済産業省	E 製造業	2451	説明文	アルミニウム・同合金プレス製品製造業の説明文を「主としてアルミニウム, アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金, 調理用器具(フライパン, なべ, お玉等)・家庭用器具・医療用器具の製造, 打抜き又はプレス加工された自動車車体の部分品あるいは機械の部分品などを製造する事業所をいう。主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」に修正。例示に「×2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」・「×2445 建築用金属製品製造業(サッシ, ドア, 建築用金物を除く)」を追記。	「調理用・家庭用・医療用器具の製造」は、それぞれの器具の製造を指していると推察するが、正確な内容にするために、「調理用器具(フライパン, なべ, お玉等)・家庭用器具・医療用器具」と明文化したい。また、建設用、建築用の用途にも関わらず、アルミニウム, 同合金プレス製品という標記だけで、この分類であると判断する事業者もいることから、例示で建設用、建築用は対象外であることを明記したい。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
経済産業省	E 製造業	2452	説明文	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)の説明文を「主としてアルミニウム, アルミニウム合金の打抜きによって, 瓶の口金, 調理用器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療用器具の製造, 打抜き又はプレス加工された自動車車体の部分品あるいは機械の部分品などを製造する事業所をいう。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。」に修正。例示に「×2442 建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」・「×2445 建築用金属製品製造業(サッシ, ドア, 建築用金物を除く)」を追記。	「調理用・家庭用・医療用器具の製造」は、それぞれの器具の製造を指していると推察するが、正確な内容にするために、「調理用器具(フライパン、なべ、お玉等)・家庭用器具・医療用器具」と明文化したい。また、建設用、建築用の用途にも関わらず、金属プレス製品という標記だけで、この分類であると判断する事業者もいることから、例示で建設用、建築用は対象外であることを明記したい。
経済産業省	E 製造業	2479	説明文	細分類の説明「主として他から受け入れた線(鉄, 非鉄)から, 又はその線を引いて, 金網, 蛇かご, ワイヤロープ, 有刺鉄線, 溶接棒などを製造する事業所をいう。」のうち、「溶接棒」を「溶接材料」に変更していただきたい。事例のうち、「溶接棒製造業」を「溶接材料製造業」に変更していただきたい。	溶接棒は、溶接材料の一品種に過ぎず、かつ、溶接材料の中で最も生産量のシェアが少なく、減少傾向にある品種であり、総称である溶接材料を使用すべきである。2020年度溶接材料生産量196,307トン、うち、溶接棒生産量22,785トン(11.6%)である。
経済産業省	E 製造業	2692	説明文	非金属用金型・同部分品・附属品製造業の例示に「×コンクリート用の型枠製造業(2446)」旨を追記。	「主として非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型」とされており、コンクリートは塑性加工されないため対象外であるが、「非金属用金型」という分類名だけで判断して、2692であると勘違いしている事業者がいるため、コンクリート用の型枠製造業を明文化したい。
経済産業省	E 製造業	2534 2929	移項	現在、2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)に含まれている、「電気窯炉類」について、本分類から分離し、燃料用の工業炉を分類している「2534工業窯炉製造業」に統合していただきたい。	現在、工業炉は燃料用のもの(2534)と、電熱用のもの(2929)で分離して項目立てされている。これについて、同じ工業炉であるにもかかわらず、燃料用と電気用で分離する必要性はなく、かつ、2929は工業炉のみでなく、様々な製品が含まれる箇所に分類されている。これは2929は「その他の産業用電気機械器具」という整理で「電熱装置」の類型で整理されていると推測されるが、他方、温水ボイラ等の電熱装置は「2433温風・温水暖房装置製造業」に整理されており、現状においても、電熱装置が一括りにされている状況になく、それぞれの用途等に応じて分類されていると解される。このため、「電気窯炉」についても、工業炉という類型で、2929から分離し、2534に統合していただきたい。

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
経済産業省	F 電気・ガス・ 熱供給・水 道業	3311 3312 5599 6099	新設、 項目名、 移項	<p>・3311発電所、3312変電所について、「発電業」、「送配電業」に変更いただきたい。</p> <p>・現在、細分類5599 他に分類されないその他の卸売業、細分類6099 他に分類されないその他の小売業に含まれる「小売電気業」、「特定卸業」について、大分類Fのうち、中分類331 電気業の小分類に分類いただきたい。</p> <p>【発電業】自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業</p> <p>【送配電業】自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)</p> <p>【小売電気業】電気の小売供給を行う事業</p> <p>【特定卸業】発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法等により電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給する事業</p>	<p>・生産物分類において、「小売電気業」は「電気業」に分類されており、分類方法を合わせるため。</p> <p>・また、2014年の電気事業法の改正で、電気事業の類型を見直し、「発電事業」「送配電事業」「小売事業」にしたところ。</p> <p>・さらに、2020年の電気事業法改正により、「配電事業」「特定卸供給事業」を法律上位置づけた。</p> <p>・これらを踏まえ、現行の事業実態に即したものとするため。</p> <p>■参考:サービス分野の生産物分類(総務省) https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/service/index.htm ※参考2「分類項目名、説明及び内容例示」</p>

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
経済産業省	L 学術研究 専門・技術 サービス業	74	新設	<p>「ライブエンタテインメント公演に携わる、舞台技術や運営補助を行うスタッフが提供するサービス」について、産業分類上における的確な区分設定の観点から、「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」の新設をお願いしたい。</p> <p>「舞台制作技術サービス業」 音楽コンサートやステージでのパフォーマンスイベント(演劇など)といったライブエンタテインメントのほか、公共イベント、テレビ中継、収録などに携わる、舞台監督・美術大道具・照明・音響など、公演の進行管理監督及び公演で使用する演出機材の設営・撤去・操作や、公演施設内での演出機材管理・操作を行う、裏方と呼ばれる舞台技術スタッフ、演出機材設営撤去、公演会場運営の補助作業を行うスタッフが提供するサービスの事をいう。</p>	<p>ライブエンタテインメント市場は、2019年まで右肩上がりの成長を続けており、「ぴあ総研」の試算結果(※別紙添付②参照)によれば、2019年のライブエンタテインメント市場は6,295億円にまで拡大してきた。他方、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年の売上高は大きな打撃を受けているものの、従業者数は従前と同水準を維持しており、また、2025年には大阪万博の開催が予定されていることから、我が国を支える成長産業であるといえる。(※別紙添付③参照)</p> <p>コロナ禍における現状では、公演開催の自粛要請や、オリンピック関連イベントの中止や簡素化等の影響により、大幅に売上高が落ちているが、今後、国内外において、新型コロナウイルスのワクチン接種が進展することにより、通常の日常生活が取り戻されるときには、ライブエンタテインメント業界に対するニーズは高まることが予想され、実際、ワクチン接種が進んでいる欧米諸国においては、社会実験的にコンサートが再開する動きも見られている。</p> <p>よって、ライブエンタテインメント業界を下支えする「舞台制作技術サービス業」に対する支援等の諸施策の企画・立案ための基礎資料を得るためには、産業分類上の的確な区分設定が前提となることから、「舞台制作技術サービス業」の事業内容や提供される技術等を勘案し、現行の「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」を新たに設定する必要がある。</p> <p>なお、平成28年経済センサス-活動調査の「小分類749 その他の技術サービス業」の売上高に対する「舞台制作技術サービス業」の売上高(業界団体による自主統計)の割合は、7.4%(=2,700億円/36,525億円)となっている。</p>

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
経済産業省	L 学術研究 専門・技術 サービス業	7261	説明文	<p>デザイン業(細分類7261)の説明文及び内容例示について、時代に即した記述や名称に改めていただきたい。</p> <p>【デザイン業】 主として人工物・人工環境のデザインに関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。 本分類には、ロゴタイプ・シンボルマーク・ポスターなどのグラフィックデザイン、包装用袋・包装用容器などのパッケージデザイン、陶磁器・漆器などのクラフトデザイン、装身具などのジュエリーデザイン、織物地・衣服などのテキスタイル・ファッションデザイン、生活用品・事務用品・輸送機器などのプロダクトデザイン、室内空間・家具などのインテリアデザイン、標識・看板・案内板などのサインデザイン、展示空間・店舗空間などのディスプレイデザイン、都市空間・造園空間などのランドスケープ・環境デザイン、ウェブサイト・ソフトウェア・サービス・インタラクティブシステムなどのUI(ユーザー・インターフェース)・UX(ユーザー・エクスペリエンス)デザイン・サービスデザイン・システムデザインを行う事業者が含まれる。 ただし、ソフトウェア業は小分類391, 広告制作業は小分類415[4151], 芸術家業は小分類727[7271], 建築設計業は小分類742[7421], 機械設計業は小分類743[7431]に分類される。</p> <p>○グラフィックデザイン業; パッケージデザイン業; クラフトデザイン業; ジュエリーデザイン業; テキスタイル・ファッションデザイン業; プロダクトデザイン業; インテリアデザイン業; サインデザイン業; ディスプレイデザイン業; ランドスケープ・環境デザイン業; UI・UXデザイン業; サービスデザイン業; システムデザイン業</p> <p>×土木工事業[0621]; 造園工事業[0622]; 内装工事業[0782]; 織物製成人男子・少年服製造業[1161]; 織物製成人女子・少女服製造業[1162]; 木製家具製造業[1311]; 陶磁器絵付業[2147]; 装身具・装飾品製造業[3221]; 漆器製造業[3271]; 看板・標識機製造業[3292]; 受託開発ソフトウェア業[3911]; 組込みソフトウェア業[3912]; パッケージソフトウェア業[3913]; ゲームソフトウェア業[3914]; 広告制作業[4151]; 広告業[7311]; 建築設計業[7421]; 機械設計業[7431]</p>	<p>我が国のデザイン業は、1950年代から職能団体が設立され始めて以降、約70年の間にデザイン対象である各種人工物・人工環境の特性に応じて専門分化が進行。また、特に2000年代以降には、コンピューターやインターネットの普及により、デジタル分野における新たなデザイン対象の領域も確立された。</p> <p>一方、現行の日本標準産業分類における「デザイン業」の説明文では、同業を「工業デザイン」「商業デザイン」「その他」の大きく3つに大別しているところ、現代においてこのような分類は既に一般的ではなくなっている。また、内容例示は、伝統的な領域に限れており、網羅性・バランスを欠いている。</p> <p>以上のように、経済の成熟や技術の進化に伴い、デザイン業の領域が発展・拡大してきた中、同業に係る今後の正確な公的統計のためには、隣接する他の小分類との棲み分けも考慮しつつ、同業の説明文及び内容例示を時代に即したものに更新する必要がある。</p> <p>更新案の作成に当たっては、2019年に設定された「サービス分野の生産物分類」(総務省)におけるデザインサービスの分類項目、及び諸外国・地域の公的機関が採用している分類項目(2020年度に独自調査)等を参考にした。</p> <p>なお、上記の「サービス分野の生産物分類」におけるデザイン分類では、8項目(インテリアデザイン、インダストリアルデザイン、グラフィックデザイン、テキスタイルデザイン・ファッションデザイン、パッケージデザイン、ディスプレイデザイン、デジタルメディアデザイン、その他のデザイン)が設定されている。また、諸外国・地域におけるデザイン分類には、我が国の「サービス分野の生産物分類」と同等か、より現代的かつ先進的な分類が見られる。</p>

提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由
新潟県	G 情報通信業	G	項目名	再定義の必要性	あらゆる産業において、新たな情報通信技術を利用してこれまでにないビジネスモデルを展開するケースが増えている中で、情報通信業と他産業との区分が必ずしも明確でない状況がある。情報関連産業における政策効果の指標が見えにくく、それらに対応できるよう、時代に即した定義・分類とする必要がある。
愛媛県	I 卸売業, 小売業	6033	項目名	分類名称を「調剤薬局」から「薬局」に変更してはどうか	医薬品医療機器等法に基づく定義としては「薬局」であること、かつ、令和元年12月の医薬品医療機器等法改正により、薬局は調剤を行う場所に加えて要指導医薬品や一般用医薬品を取り扱うことを前提とした内容(医薬品医療機器等法第2条)となっていることから、小売業者の分類中に「薬局」と記載するのが適当であると思われる。
経団連	H 運輸業, 郵便業	H	分割	運輸業と郵便業を大分類項目のレベルで分割していただきたい	両者はともに「人及び物の移動を業とするもの」だが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、経済活動の性質が大きく異なるようになったため。経済分析上、両者が同じ産業分類(大分類)に属していることによる不都合が生じていることが増えています。
経団連	D 建設業	D	分割	土木分野におけるインフラメンテナンスの分類の分割を検討いただきたい	建築分野では「建築リフォーム工事業」が産業分類として独立している一方、土木分野におけるインフラメンテナンスにつきましては、中分類の総合工事業－土木工事業に包含されている状況にあります。今後、既存インフラのメンテナンス需要の高まりが見込まれておりますので、「業」としての土木分野におけるインフラメンテナンス工事の動向について確認できるよう整理することも考えられます。